

桂川町監査告示第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 学校教育課
- 2 監査の実施年月日 平成26年10月21日・22日・23日・24日
- 3 監査の内容 主として平成25年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成26年10月28日

桂川町監査委員 武井 秀樹

桂川町監査委員 神崎 はな子

定期監査 学校教育課

(実施期間：平成 26 年 10 月 21 日(火)～24 日(金))

《指摘事項》

○ 備品の管理について

町内小中学校、幼稚園及び学校給食共同調理場の備品の管理状況について、抽出して検査しました。その結果、次のような問題を確認しました。

- ① 幼稚園において、備品シールが未添付のまま、使用されています。
- ② 幼稚園・桂川中学校において、備品シールを添付することが適当でないと判断された備品について、管財契約係の指導に基づいた整理がなされていません。